

第2回 風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会

【静岡県意見】



平成25年 6 月27日 (木)

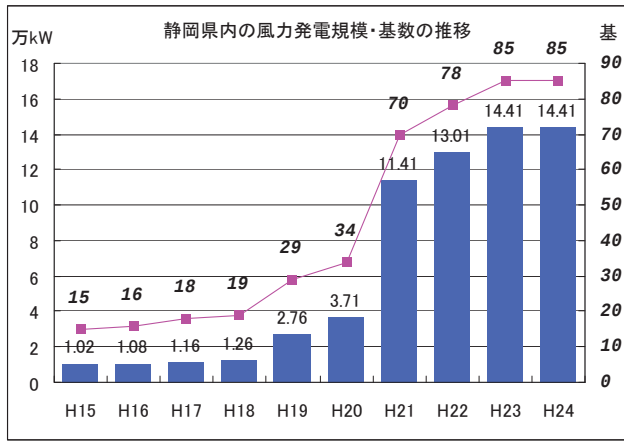
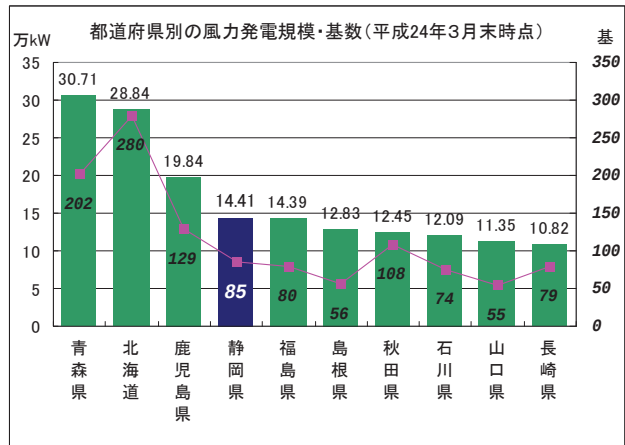
静岡県 暮らし・環境部
環境局 生活環境課

富国・有徳の理想郷ーしずおか
ふじのくに



1 静岡県内の風力発電施設の設置状況①

- 平成23年度末時点で、
全国第4位の規模
- 平成24年度末時点で
22か所、85基、
144,100kW

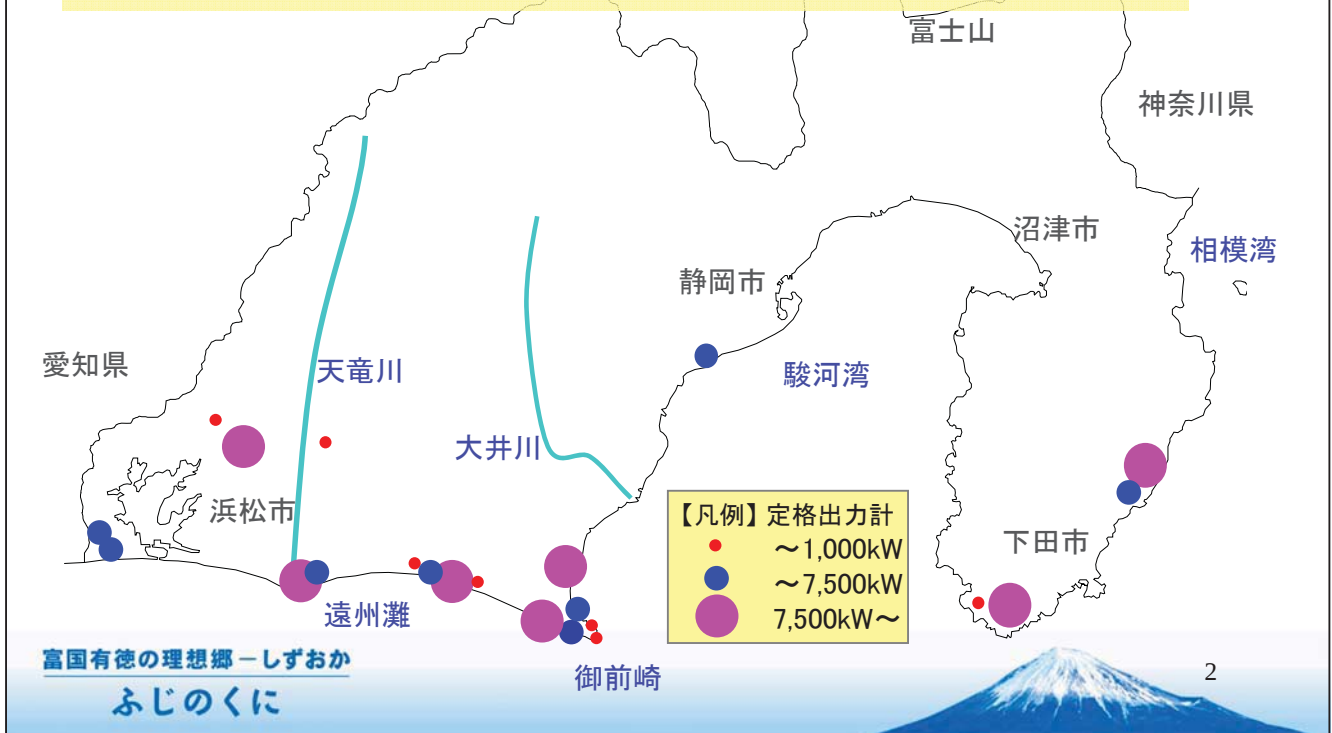


富国・有徳の理想郷ーしずおか
ふじのくに



1 静岡県内の風力発電施設の設置状況②

- ・ 県西部の遠州灘沿いと、伊豆半島に集中
- ・ 合計7,500kW以上の発電所 ● は7か所



2 静岡県内の今後の風力発電の導入について①

- 現在建設中の施設 2か所、約3.5万kW
- 現在建設前でアセス手続き中の施設 1か所、2万kW
(事業中断中のものは除く。)



2 静岡県内の今後の風力発電の導入について②

(1) ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン (H23.3 静岡県策定、H25.3 見直し)

- ・ 静岡県における新エネルギーの導入目標は、平成32年度に風力発電20万kW

(2) 港湾における再生可能エネルギー利用の促進(洋上風力等)

- ・ 「駿河湾港アクションプラン」における取組施策のひとつ
- ・ 御前崎港の第一線防波堤の外洋に、洋上風力や波力発電等を導入する「再生可能エネルギーゾーン」を設定
- ・ モデルケースとして、民間から活用アイデアを募集した(先月まで)

富国有徳の理想郷－しずおか

ふじのくに

4

3 風力発電施設に係る県の環境保全への対応

(1) 静岡県風力発電施設等の建設に関するガイドライン (H19.7.24施行)

- ・ 対象規模は計1万kW以上の施設
- ・ 地元住民への説明と、市町同意を規定
- ・ アセスメント実施を規定(稼動後調査含む。)
- ・ 施設と住宅との間に一定の距離(300m以上)を確保
- ・ 県は庁内連絡会議で審議し、意見を述べる

(2) 静岡県環境影響評価条例における対象事業化 (H24.10.1施行)

- ・ 条例第1種事業 計7,500kW以上
- ・ 条例第2種事業 計1,000kW以上7,500kW未満

富国有徳の理想郷－しずおか

ふじのくに

5

4 風力発電施設の騒音等に関する状況①

(1) 既設の騒音苦情事例

番号	苦情の具体	対応経過等
①	・頭痛、不眠、吐き気、目のチカチカ【700m】 (2名)	・事業者が低周波音測定、風向きを考慮した稼働、避難先家屋提供等の対策実施 ・苦情は継続
②	・低周波音により寝付けない【800m】 (2世帯)	・自治体が騒音測定したところ、風車稼働時・停止時で有意な差は見られず ・自治体は苦情者へ結果報告、その後自治体への苦情連絡なし
③	・周期的なブーンという音、ジェット機が常時飛んでいる音不快【1km】 ・うるさい、夜眠れない、耳鳴り【1km】 ・眠れない【350m】 (2自治会)	・自治体が測定、低周波音の参照値超過を把握、事業者へ回転数低減等の対応を依頼 ・自治会と事業者が、周辺環境を損ねる場合には対策を講じる確約書を取り交わし(以降、お互いが直接やりとりし、自治体への苦情連絡なし)

富国有徳の理想郷－しずおか

ふじのくに

※【距離】風車から被害者宅までの距離

4 風力発電施設の騒音等に関する状況②

番号	苦情の具体	対応経過等
④	・全身の硬直(10世帯)、精神不安定(8世帯)、不眠(3世帯)、痺れ・痛み(2世帯) 【450m～900m】 (13世帯程度)	・自治会、事業者、自治体の三者会議で協議(10基中3基で夜間稼働停止及び2基で夜間出力制限等の騒音低減運転、避難先家屋の提供等が実現) これにより、被害が軽減 ・一部住民が公害紛争処理法に基づく原因裁定申請、第3回期日後に申請人が取り下げ ・住宅地内の数世帯が転居 ・県がガイドラインに基づく事後調査は未実施 ・H22県は騒音測定実施(環境省委託)
⑤	・うるさくて眠れない【500m】 ・騒音がする【800m】	・事業者が苦情対応実施(騒音測定、説明、住宅の改修提案) ・近年、自治体への苦情連絡なし

※【距離】風車から被害者宅までの距離

富国有徳の理想郷－しずおか

ふじのくに

4 風力発電施設の騒音等に関する状況③

(2) 工事着手前 被害のおそれ等による反対運動

- ・ 総出力3.5万kWのウインドファーム整備事業
- ・ 平成18年4月自主アセス完了
- ・ 地元の意向を踏まえ、計画変更(当初25基⇒21基へ減、資材搬入ルート変更 等)
- ・ 景観・自然への悪影響や、騒音・低周波音被害等への懸念から、複数の団体が反対を主張

5 伊豆半島の風力発電の在り方に関する有識者会議

(1) 会議の概要

- ・ 伊豆半島における風力発電施設の設置の可否や振興策を検討
- ・ 委員14名(座長 安田喜憲 国際日本文化研究センター教授)
- ・ 会議は、H23.4月、6月、9月、10月の計4回開催

(2) 提言(ウインドファーム関連部分を抜粋)

- ・ 大型風力発電の導入には、地元合意が大前提
- ・ 騒音・低周波音と健康被害との因果関係が国等により明確にされた場合、改善策を講ずる覚書を事前に交わすこと(既設・工事中については、県が事業者を指導すること)
- ・ 風力発電施設の建設にあたっては、居住域から十分な距離を保ち、聴覚的影響等を最小限にとどめるよう配慮すること

6 環境省委託 H22低周波音測定調査委託業務(移動発生源)

(1) 調査概要

調査対象	伊豆地域のウインドファーム(1,500kW×10基)
調査時期	平成22年8月(夏季)
調査場所	発電施設近傍、木造建物(苦情発生付近)の内・外、RC造建物(苦情発生付近の対照)の内・外の3か所、5地点
調査条件	完全停止、冷却施設のみ稼動、通常稼動の3つ

(2) 結果概要

- ・ G特性音圧レベルの最大値が発生したのは、通常稼動時の風車近傍地点における83dBであった(感覚閾値100dB)
- ・ 通常稼動時の1/3オクターブバンド分析の結果、全ての地点で特徴のあるピークは認められなかった
- ・ 身体影響を感じた調査員はいなかった

7 静岡県の意見・要望等①

(1) 提案された目標値について

- 目標値の等価騒音レベル35dBは妥当
- 「最低限守るべき基準」の位置づけと、適用する予測条件を明確化

(2) 低周波音・超低周波音について

- 超低周波音の測定の信頼性確保
- 当面の目安となる値の設定

(3) 騒音に係る環境影響評価手法について

- どのような事業者でも適切に評価可能となるような明確な手法の定義が必要
- 調査手法、予測手法、環境保全措置の事例・手法の提示

7 静岡県の意見・要望等②

(4) 既設風力発電施設への対応について

- 大型風力発電施設による騒音・低周波音等と健康被害との因果関係について調査研究を希望
- 既設風力発電施設への規制や指導指針の提示を希望

(5) その他

- 健康被害を訴えている住民へのケア

御静聴いただき、ありがとうございました。

